

# コンプライアンス研修会

## 「コンプライアンスの基本理解と日常における注意点」

きたみらい農業協同組合

平成22年1月16日

講師 弁護士 前田 尚一

### 1 コンプライアンスの意義

- (1) コンプライアンスとは何か
- (2) なぜコンプライアンスが求められるのか
  - ア 不祥事の多発
  - イ 社会の意識の変化
  - ウ 企業価値

### [視点]

- ア 発覚
- イ 影響

### 2 コンプライアンスの実践

### 3 コンプライアンスと個別分野

#### (1) 法律の仕組み

- \* 刑事責任
- 民事責任
- 行政責任
- 社会的責任

#### (2) 分野別の個別的問題

## (3) JA業務

## ア 全般

- ア 守秘義務 「民法」
- イ 説明義務 「農協法」・「金融商品取引法」・「保険業法」・「金融商品販売法」
- ウ 告知義務 「消費者契約法」
- エ 情報保護義務 「個人情報保護法」
- オ 確認義務 「本人確認法」・「外為法」
- カ 届出義務 「組織犯罪処罰法」
- キ 排除義務 「独占禁止法」

## イ 信用事業

導入貯金・金利制限違反・浮貸し・迂回融資・不法目的資金融資

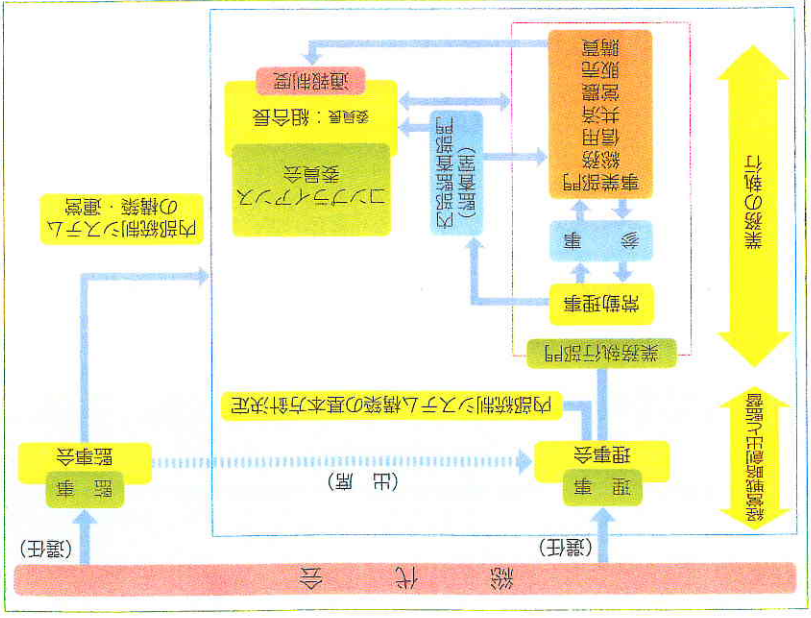
## ウ 共済事業特有

共済推進上の禁止行為・クーリングオフ・共済代理店

## エ 経済事情その他事業

独占禁止法・景品表示法・諸特別法

コーポレートガバナンス及び内部統制概念図



コーポライズプログラムの概要

1. コーポライズ委員会の開催
  2. 教育・研修
  3. 職場離脱の実施
  4. 内部監査によるモニタリング
  5. 内部通報制度とJA広域ヘルプライン
- ① 内部通報制度  
自由に相談できる環境と信頼される窓口を設置しています。
- ② JA広域ヘルプライン  
JAのヘルプラインのフォークロートとして、JA北海道中央会相談センター内に系統共通の通報窓口として、「JA広域ヘルプライン」を設置しています。

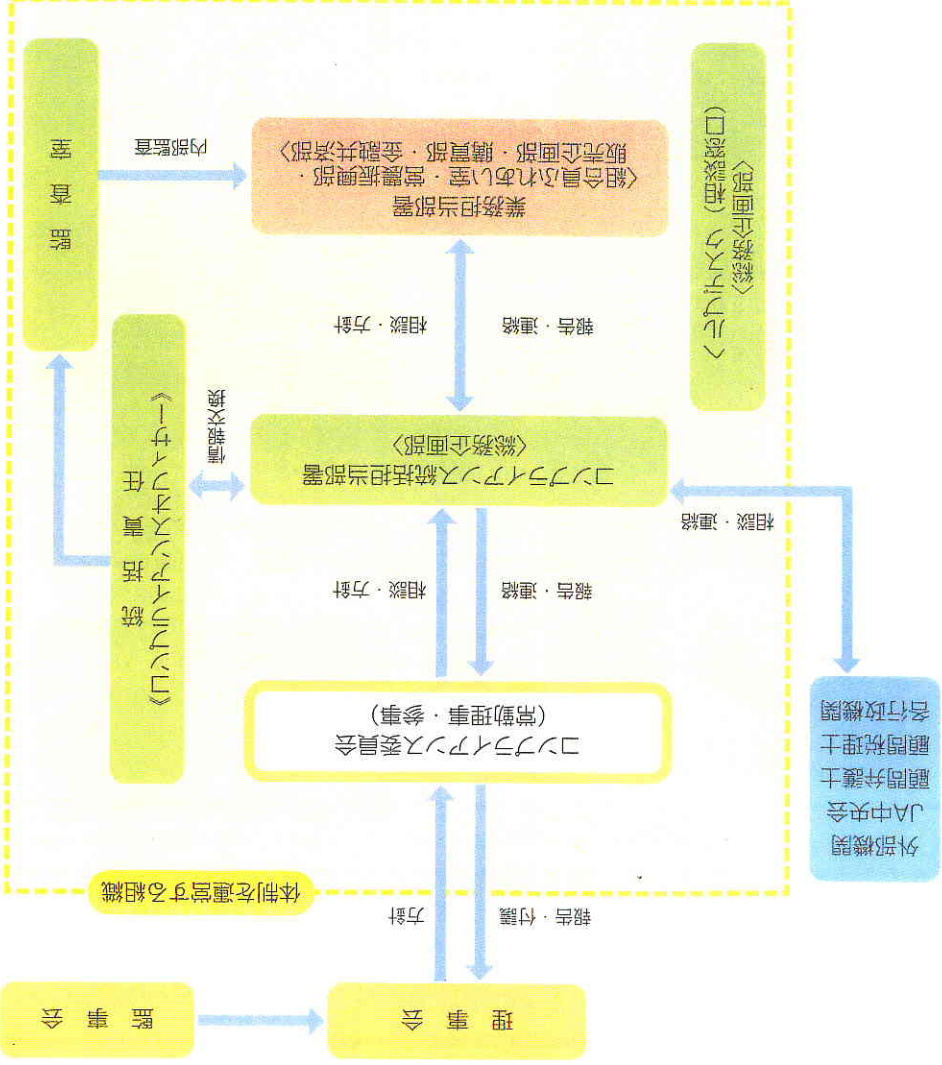
「自分が迷っていている時は、自分が進もうとしている道は、」

● 法律に違反していませんか？  
● 家に自信を持って話す事が出来ますか？  
● 子供にも同じ道を伝えられる事が出来ますか？  
● 新聞やテレビに発表されても大丈夫でしょうか？  
● 誰かにつまみかねる態を与える事になりませんか？  
● 自分だけが汗をかかずに笑いが出来る近道ではないですか？

JA広域ヘルプライン  
TEL 0157328181/Fax 0157328173  
Mail corp@kumamoto-jc.or.jp

コーポライズ推進委員会

【コーポライズ体系図】



Unit 1 コンプライアンスとは何か……1

- 1. 業務犯罪と個人の責任……2
- 2. 法律の仕組み……6
- 3. なぜコンプライアンスが必要か……10
- 4. CSRの時代……18

Unit 2 職場・社員とコンプライアンス……23

- 1. 労働法規の理解のために……24
  - 1-1. 労働法規の基礎 24
- 2. 職場のコンプライアンス……30
  - 2-1. 就業規則 30
  - 2-2. 労働条件 32
  - 2-3. 労働安全衛生 37
- 3. 人事とコンプライアンス……43
  - 3-1. 解雇 43
  - 3-2. 整理解雇 46
  - 3-3. 配置転換・転勤・出向・転籍 48
  - 3-4. 懲戒処分 50
  - 3-5. 雇用延長 52
  - 3-6. パートタイム労働の雇用環境の整備 53

- 4. セクハラ・差別とコンプライアンス……55
  - 4-1. ハラスメントと差別 55
  - 4-2. セクハラの種類 57
  - 4-3. セクハラ防止と対処 58
  - 4-4. 差別のない職場へ 59
- 5. 新しい就業形態とコンプライアンス……64
  - 5-1. 新しい就業形態 64
  - 5-2. 労働時間に対する新しい考え方 66
  - 5-3. ワーク・ライフ・バランス 69

Unit 3 環境とコンプライアンス……73

- 1. 企業と環境問題との関係……74
  - 1-1. 環境問題の意味 74
  - 1-2. 環境基本法の考え方 80
  - 1-3. 環境法の種類 80
- 2. 地球温暖化防止・省エネルギーとコンプライアンス……83
  - 2-1. 地球温暖化防止 83
  - 2-2. 省エネルギー 86
- 3. 廃棄物処理・リサイクルとコンプライアンス……90
  - 3-1. 循環型社会 90
  - 3-2. 廃棄物の処理 92
  - 3-3. リサイクル 94
  - 3-4. クリーン購入 97
- 4. 公害防止・化学物質管理とコンプライアンス……100
  - 4-1. 公害や環境汚染 100
  - 4-2. 大気や水の汚染 101
  - 4-3. 土壌の汚染 103
  - 4-4. 化学物質の規制 104

Unit 4 日常業務とコンプライアンス……109

- 1. 業務上の違反・不正行為……110
  - 1-1. 違反・不正行為の種類 110
  - 1-2. 不正行為の責任 113
- 2. 消費者保護とコンプライアンス……115
  - 2-1. 消費者保護の法律 115
  - 2-2. 消費者契約法の基礎知識 117
  - 2-3. 商品・サービスの品質・安全性と表示 121

- 3. 公正競争とコンプライアンス……127
  - 3-1. 公正な競争を守る法律 127
  - 3-2. 不当な取引制限(カルテル)の禁止 131
  - 3-3. 不正な取引の規制 133
- 4. 公務員倫理とコンプライアンス……140
  - 4-1. 問題の所在と背景 140
  - 4-2. 贈収賄という犯罪行為 142
  - 4-3. 公務員倫理 145
- 5. インサイダー取引とコンプライアンス……149
  - 5-1. インサイダー取引の定義 149
  - 5-2. インサイダー取引の規制対象 152
  - 5-3. 重要事実とは何か 154
- 6. 個人情報保護とコンプライアンス……158
  - 6-1. 個人情報とは何か 158
  - 6-2. 個人情報保護の必要性 159
  - 6-3. 個人情報取扱事業者の意味と情報の態様区分 161
  - 6-4. 個人情報取扱事業者の義務 161
  - 6-5. 個人情報保護法に違反した場合の責任 164
- 7. 営業秘密保護とコンプライアンス……165
  - 7-1. 営業秘密とは何か 165
  - 7-2. 秘密管理性とは 167
  - 7-3. 有用性とは 167
  - 7-4. 非公知性とは 168
  - 7-5. 営業秘密の侵害行為 168
  - 7-6. 求められる営業秘密の管理 169
- 1. 知的財産権の概要……174
  - 1-1. 知的財産権とは何か 174
  - 1-2. 不正競争防止法が規制する行為 177

Unit 5

知的財産とコンプライアンス……173

「社会員のためのコンプライアンス入門」(第1-法規)

- 2. 特許とコンプライアンス……181
  - 2-1. 特許とは何か 181
  - 2-2. 他人の特許権の侵害 184
- 3. 著作権とコンプライアンス……187
  - 3-1. 身近にある著作権の侵害 187
  - 3-2. 著作物の範囲 189
  - 3-3. 著作権の内容 190
- 4. 商標権・意匠権・実用新案権とコンプライアンス……195
  - 4-1. 商標権 195
  - 4-2. 意匠権 198
  - 4-3. 実用新案権 199

## 事例 1

●●シューズ(株)は、東京都内小売店20店舗を有する靴類および靴類の小売販売業者です。●●シューズの仕入部門の責任者であるA商品部長は、納入業者の選定や仕入金額の管理等を任されています。

A部長は、知人から、これまで取引関係のなかった××シューズ(株)のB社長を紹介され、「ぜひ当社とも継続的にお取引引き願いたい。お取引引きいただければ、A部長個人に相応の金額をお支払いさせていただきます。」との申し出を受けました。A部長は、B社長の申し出を承諾して、××シューズ株式会社は納入業者に選定し、リベートを受け取るようになり、仕入金額についても言い値で応じるようになりました。

## 企業法務実務研究会編

「図解 法令遵守チェックマニュアル 不祥事から会社とあなたを守る……」

3251頁から引用

## 事例 2

中堅製薬会社である●●製薬は、300名の病院・医院向け営業担当（いわゆるMR）によって営業活動を行っています。ある朝、●●製薬の東北地区の営業担当であるA社員が、会社から提供を受けている営業活動用自動車（リース車）を業務中に運転中人身事故を起こし、被害者が重傷を負い、自動車も大破しました。事故直後に警察が確認したところ、A社員の呼気から飲酒運転に該当するアルコールが検出されたため、警察はA社員を逮捕しました。

### 企業法務実務研究会編

「図解 法令遵守チェックマニュアル 不祥事から会社とあなたを守る…」

3441頁から引用

全国でパソコン教室を運営している(株)●●●は、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して講座を受講することができることを宣伝して集客を行っていました。ある日、Aさんが(株)●●●の教室を訪れ、教育訓練給付制度を利用してパソコン講座を受講したいと述べて、説明を求めたところ、応対に出た担当者のBさんは一般的な説明をした上で、その講座が教育訓練給付制度の対象になると説明しました。しかし、その際にBさんはパソコン講座の受講形態には予約制と定期制があり、予約制では教育訓練給付制度の対象とならないことを説明しませんでした。Aさんは、パソコン講座であれば定期制であろうと予約制であろうと教育給付制度を利用して受講できると思い込み、予約制を申し込みました。講座の終了後、教育訓練給付制度を利用しようとしたところ、予約制は給付制度の対象外であることを知ったAさんは、(株)●●●に対して損害賠償を請求しました。

## 企業法務実務研究会編

「図解 法令遵守チェックマニュアル 不祥事から会社とあなたを守る・・・」

5731頁から引用



## 事例 4

●●商事(株)は、販売促進のために行ったイベント会場で参加者に対してアンケートを行いました。回収したアンケート用紙には、参加者の氏名、住所、年齢、性別が記載されていました。

●●商事(株)のA課長は、アンケート結果のデータ打ち込み業務を××企画(株)に委託しましたが、個人データの安全管理や再委託の条件については何ら指示しませんでした。

ある日、アンケート回答者の個人情報と思われるデータがインターネット上で販売されていることが発覚しました。

調査の結果、××企画(株)が受託した業務を△△(株)に再委託し、再委託先のアルバイトがデータをヤミ名簿に販売していたことがわかりました。

## 企業法務実務研究会編

「図解 法令遵守チェックマニュアル 不祥事から会社とあなたを守る…」

5201頁から引用

## ◎事例（主張・立証責任）

（司法研修所編「問題研究要件事実」p 49 参照）

## 事 例 検 討

甲は、乙に、平成8年12月14日、平成9年12月14日に返すという約束で10万円を貸したとして、その返済を求める裁判を起こした。借用証書はない。

甲、乙は次のように争ったが、争いのある部分については真偽が不明のまま結審してしまった。

- ① 乙は、「借りたことはない。」と反論。
- ② 乙は、「甲の言うとおおり、100万円を受け取ったが、借りたものではなく、甲の仕事を手伝った報酬金である。」と反論。
- ③ 乙は、「甲の言うとおおり、100万円を借りたが、返済をした。」と反論。
- ④ 乙は、「甲の言うとおおり、100万円を借りたが、返済をした。」と反論。  
これに対し、甲は、「乙の言うとおおり、100万円を受け取ったが、別の売掛代金分として受け取ったものであり、貸金の返済ではない。」と再反論。
- ⑤ 乙は、「甲の言うとおおり、100万円を借りたが、甲の仕事を手伝った報酬金100万円と相殺する。」と反論。

問1 □から□までの勝敗如何

問2 甲が裁判を起こした日が、次の場合

ア 平成18年12月20日

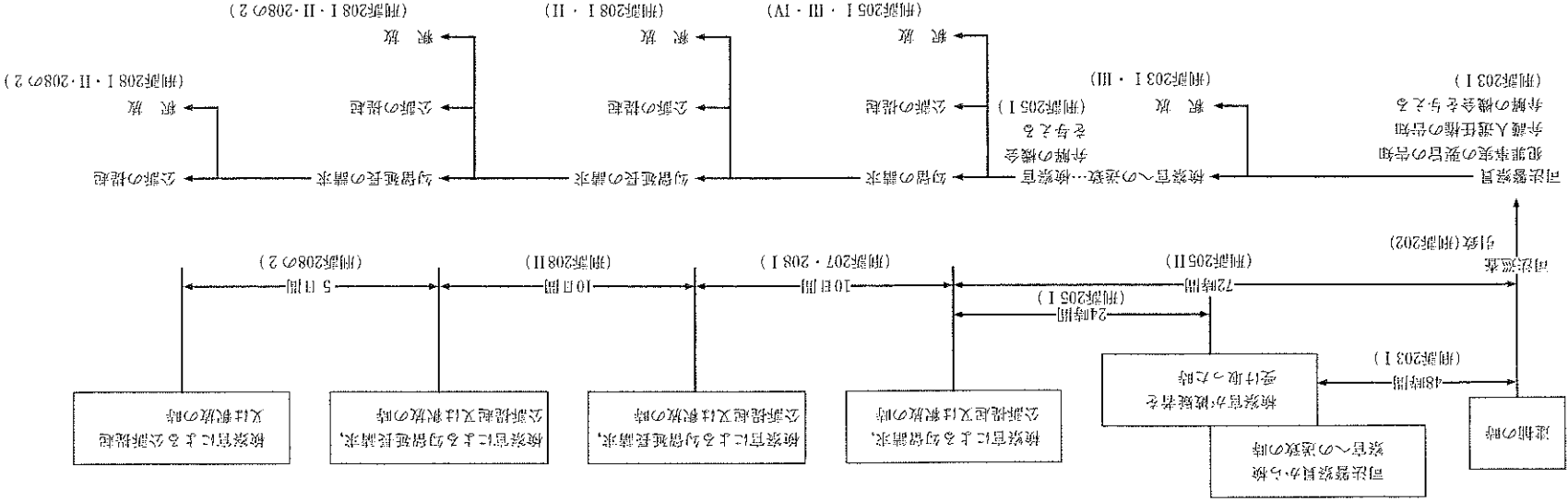
イ 平成19年12月20日

ウ 平成14年12月20日

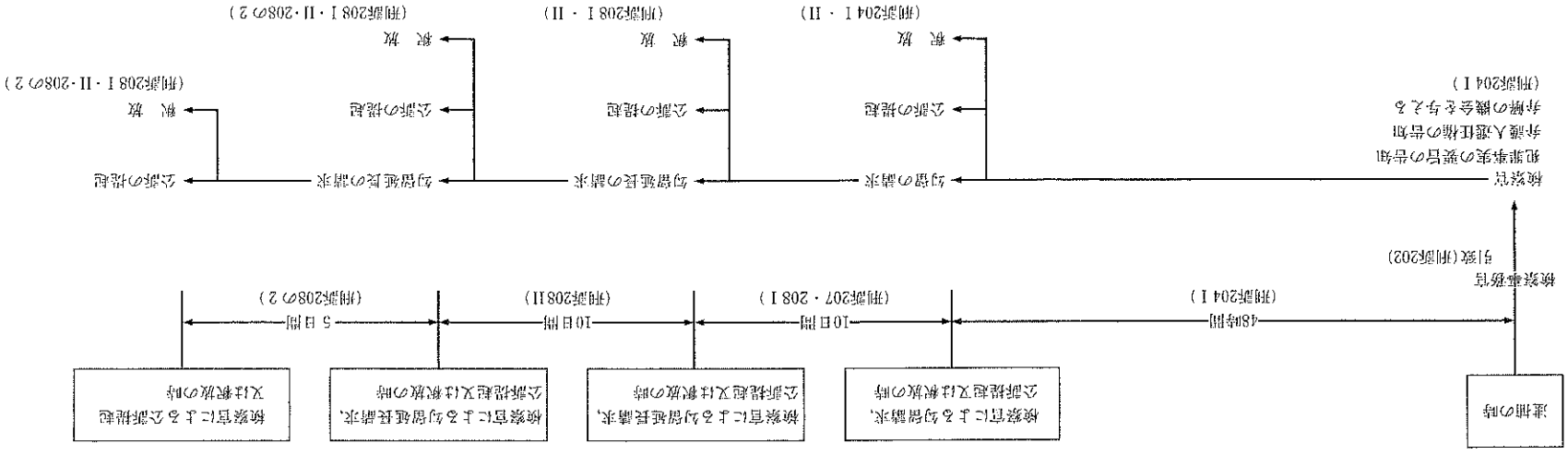
問3 内容証明郵便で毎月請求していたとき

# 逮捕後の手続

## I 司法巡查又は司法警察員による逮捕の場合 (刑訴203 I・211・216)



## II 検察官又は検察事務官による逮捕の場合 (刑訴204 I・211・216)



## ライブドア事件、村上ファンド事件

…新聞には書かれていないこと

### 1 始めに

- ◎堀江貴文氏 3億円 94日
- ・証券取引法違反（偽計、風説の流布）
- ・証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）
- ◎村上世彰氏 5億円 21日
- ・証券取引法違反（インサイダー取引）

### 2 逮捕→勾留→起訴

3 保釈とは？？、保証金の額と保釈されるまでの期間

◎ 約10か月 強制執行妨害

誰????? \_\_\_\_\_

◎鈴木宗男氏 いくら??? \_\_\_\_\_円

何日間??? \_\_\_\_\_

◎田中角栄氏 いくら??? \_\_\_\_\_円

◎最高額 いくら??? \_\_\_\_\_円

誰????? \_\_\_\_\_氏

◎没収の例

誰????? \_\_\_\_\_氏

いくら??? \_\_\_\_\_円

### 4 終わりに

# 「コンプライアンス研修会」 ご参加アンケート

本日は、「弁護士が教える賃貸経営解決法」にご参加いただき誠にありがとうございます。つきましては、今後の参考にさせていただきたくため、皆様のご意見、ご要望をお聞かせいただきたく存じます。お手数ではございますがアンケートにご記入いただき、お渡し下さい。

勤務先名： \_\_\_\_\_ 所属： \_\_\_\_\_

お役職： \_\_\_\_\_ ご参加者名： \_\_\_\_\_ 様

メールアドレス： \_\_\_\_\_ ㊟ \_\_\_\_\_

当事務所では、現在、メルマガ「本当は怖い身近な法律問題」を発行（無料）しております。メールアドレスを御記入いただければ、こちらで登録作業を代行させていただきますので、ぜひ御記入下さい。なお、携帯メールには対応しておりません。

1. 今回のセミナーは参考になりましたか？（○をつけてください）

- ①非常にためになった     ②まあまあためになった  
 ③ふつう     ④あまりためにならなかった

2. 現在、コンプライアンスについて、現実的に気になっていることがありますか？

気になる     わからない     気にならない

3. これからコンプライアンスの問題についてのように対処したいと考えていますか？

問題を正面から解決したい     わからない     問題なさそうなので、様子を見る

4. 今後のあなたご自身について、不安に感じることはどのようなことですか？（不安に感じることにチェックをしてください）

- 不動産売買     借地借家     離婚     相続     債務整理     事業承継  
 労使問題・労働問題     債権管理・回収     企業買収・売却     株主総会  
 契約書作成・契約交渉     金融取引（手形、小切手）     再開発事業（土地区画整理・土地収用・都市計画など）     独占禁止法（独禁法） 知的財産法     不正競争防止法

5. 法律相談（通常30分5千円）を今回のセミナー参加者限定で1回だけ、又は参加者をご紹介される方1名1回だけで無料にて受けていただくことを検討していますか、ご希望されますか？

また、個人又は事業主の立場で、弁護士との顧問契約に興味がありますか？

法律相談を     希望する     希望しない    ※法律相談は当事務所（札幌）にて行います  
顧問契約を     希望する     興味がある     今のところ興味がない

※ 顧問契約は5万円/月と10万円/月の2コースがありますが、会社の規模が小さいなどの実情に応じて金額などを設定する場合があります。詳細はお問い合わせください。

6. 今回のセミナーの感想をぜひ、お聞かせください。皆様の声を元に、内容を磨きこんで行きたいと考えております。このような機会にたくさんのお声を聞くことができればと考えております。コンプライアンスについて思うところがあれば、歓迎します。

